

個人情報の取扱いの再確認について（注意喚起）

平成22年11月9日

財団法人日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター

個人情報保護法第3条には、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」と基本理念が謳われており、このことも踏まえて個人情報の取扱いをしなければなりません。

また、プライバシーマーク制度の基準としているJISQ15001:2006は、その「3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範」において、「事業者は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を特定し参照できる手順を確立し、かつ維持しなければならない」と定めており、プライバシーマーク付与事業者及びプライバシーマーク付与を目指す事業者は、地方自治体（以下「自治体」という。）の個人情報保護条例（以下「条例」という。）についても、必要に応じて特定し内容を把握して遵守する体制をとる必要があります。

ところで、条例の中には、それぞれの自治体の事情や考え方を反映した解釈を加え、個人情報保護法と併せて規律を行っているケースがあります。したがって、個人情報保護法とJISQ15001のみを遵守した個人情報の取扱いでは、わが国全域で通用するというものではありません。自治体独自の条例の規律を把握していない場合、知らないうちに条例に違反したことになり、場合によっては罰則の適用を受けるということになりかねません。

つきましては、プライバシーマーク付与事業者及びプライバシーマーク付与を目指す事業者は、次の事項について対応するよう注意を喚起致します。

- (1) 条例の特定に漏れがないかを確認した上で、特定している条例の内容、自治体による独自の規律を再確認し、必要に応じて個人情報を取り扱う業務に反映すること
- (2) 個人情報を取り扱う業務を委託する場合、委託先監督の一環として、委託先に対して当該条例の遵守を徹底すること

***** 条例における独自の規律についての参考事例 *****

(1) 適用の対象となる事業者の範囲が広い事例

東京都個人情報保護条例（抜粋）

第27条 事業者（※1）は、個人情報の保護の重要性にかんがみ、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(※1) 個人情報保護法により、「個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定個人の数の合計が過去六月以内のいずれの日においても5,000を超えないものを除外する。）」に対して、個人情報の取扱いについての具体的な義務が定められた。

しかし、個人情報保護は、事業者が取り扱う個人情報の量を問わず必要であることから、本条例では、取り扱う個人情報の量に関わりなく事業者が個人に関する情報の保護に係る都民の権利利益を侵害することのないよう責務を課している。

(東京都「個人情報保護の手引」より)

(2) 特定の機微な個人情報について自治体の解釈を示している事例

大阪府個人情報保護条例（抜粋）

第47条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

- 一 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- 二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（※2）

(※2) 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」には、人種・氏族に関する情報や旧同和対策事業対象地域に居住し、又は居住していたこと、その他その地域の出身であることに関する個人情報が該当すると考えられ、詳細な本籍地に関する情報もこの情報に該当する場合があります。また、犯罪歴に関する情報も、差別の誘因ともなりかねない個人情報に該当すると考えられます。

府の実施機関においては、これらの「センシティブ情報」は、原則収集禁止としています。事業者においては、業種や業務が多様であるため、一律的な規定はできませんが、いずれの事業者においても慎重な取扱いが要請されます。

たとえば、センシティブ情報の収集にあたっては、取扱目的に照らして必要最小限の範囲の情報に止めること、収集後は適正管理に努め・不要になったら確実に廃棄すること、個人情報の外部提供にあたっては、特に慎重に取り扱うこと等が挙げられます。

(大阪府「事業者指針の解説」より)

以上